

# 経営 相談

歯科会計の橋本会計  
公認会計士・税理士

橋本 守

## 個人節税対策

個人節税対策を進める場合には、現状の課税所得の算定方式を意識して進めることができます。

### 1. 課税所得の算定方式

課税所得の算定方式は原則、実額経費によることになりますが、医療の場合には一定の条件を満たせば概算経費によることも認められています。

#### (1) 概算経費の適用の条件

- ①保険収入が年間5,000万円以下であること、かつ
- ②自由診療を含む診療収入が年間7,000万円以下であること

#### (2) 概算経費の計算方式

##### ①概算経費の算定方式

年間の社会保険診療報酬(A)	概算経費
2,500万円以下	A×72%
2,500万円超 3,000万円以下	A×70%+ 50万円
3,000万円超 4,000万円以下	A×62%+ 290万円
4,000万円超 5,000万円以下	A×57%+ 490万円

上記の計算方式により算定された概算経費をもとに課税所得を計算することになります。実務的には、実額経費と概算経費をともに算定して有利なほうを使用することになります。

収入が同額であれば、経費が多いほうが課税所得も低くなり課税上有利となりますので、概算経費を採用するのは、実額経費よりも概算経費が多くなった場合です。

#### ②概算経費適用の場合の注意点

概算経費による課税所得計算となる場合には、いくら必要経費を支出しても概算経費の範囲内であるかぎり税金上の効果はないということです。

さらに資金効果を考えると、できるだけ支出は抑えたほうが良いということになります。逆に、実額経費となるものはできるだけ先延ばししたほうが概算経費の効果があるということになります。そこで、概算経費の適用になった場合には次のような経費については見直しが有効です。

- ・専従者給与については高額設定しない
- ・減価償却費については、定率法よりは定額法を選択する

- ・開業費等の任意償却が認められるものは実額経費適用になってから償却する

## 2. 具体的な個人節税対策の注意点

### (1) 所得控除節税

概算経費適用時においては、特に有効な節税対策です。また、所得控除対策は退職金準備や年金準備の目的もありますので早めの対策実行が有効です。

また、事業主だけでなく専従者も加入できるものについては、両者での加入をお勧めします。

### (2) 給与節税

スタッフ給与に関わる節税対策としては、将来の退職金準備の外部積立て制度として退職金共済の加入や、給与額が増加した場合の税額控除制度として所得拡大税制の適用があります。

### (3) 設備投資節税

設備投資対策においては、購入設備金額により税務上の処理方法が異なりますので、その点を意識した対応が有効です。

また、直接の設備投資対策ではありませんが、倒産防止共済の加入により資金を準備しておいての設備投資対策も課税所得平準化の効果があります。

### (4) アパート・マンション節税

本業外の赤字により節税を図る対策です。アパート等の収入に対して、建物の減価償却費、支払金利、その他諸経費が上回り赤字になった場合には医療の所得から控除することができます。この場合に、アパート等の収入によりその経費を賄えるようであれば節税分が資金上プラスになります。

以上の個人節税対策をある程度実行して、なお、対策が必要な場合には医療法人の検討をお勧めいたします。

